資料 3-5

「医療上の必要性に係る基準」への該当性に関する 専門作業班(WG)の評価案

<小児 WG>

目次

<抗菌分野>

【医療上の必要性の基準に該当すると考えられた品目】

本邦における未承認薬

イベルメクチン

要望番号	Ⅲ-④-11	要望者名	日本皮膚科学会、日本臨床皮膚科医会、日本小児皮膚科学会、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本保育園保健協議会、日本皮膚科学会沖縄地方会、沖縄県薬剤師会、沖縄県病院薬剤師会、インターナショナル幼児教育協会			
要望された医薬品	一 般 名	イベルメクチン				
安全でものに区来山		会 社 名	Sanofi Pasteur, Inc			
要望内容	効能・効果	アタマジラミ症 (小児)				
安全门分	用法・用量	乾いた頭髪と頭皮に塗布し、10分後にシャワー等で洗浄し除去する。単回塗布とする。				
「医療上	の必要性に	(1) 適応疾病の重篤性についての該当性 ウ				
係る基準	」への該当	〔特記事項〕				
性に関す	る WG の評	学校保健安全法施行規則第 18 条において、学校において予防すべき感染症の第三種の「その他の感染症」に該当し、伝染のおそれ				
価		がないと医師に認められるまで、出席停止の措置をとることもできるとされており、社会生活に著しい影響を及ぼすと考えられる				
		ことから「ウ」に該当すると判断した。				
	(2) 医療上の有用性についての該当性		ママジラミ症に対して承認されている。欧米のガイドラインにおいても、アタマジラミ症の治療に推奨されている。 アタマジラミ症の治療薬として、ピレスロイド系のフェノトリンを有効成分とする外用剤(シャンプー及びパウ E薬品として販売されているが、本邦を含め、各国でピレスロイド抵抗性のアタマジラミが報告されている。イベ			
備	考					